

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SHOPPING CENTER SOYOC A FUJIMINO

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ギヤップジャパン株式会社 代表取締役 ロバート・フランク

東京都渋谷区千駄ヶ谷五—三十二—十 外 計二十八者

（変更後）ギヤップジャパン株式会社 代表取締役 ロバート・フランク

東京都渋谷区千駄ヶ谷五—三十二—十 外 計二十二者

ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十八日外

二 届出年月日

平成二十八年九月二日

#### 三 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

#### 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課